

# 平成 30 年度 利用者負担額について

菊川市から教育認定を受けて幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に通う場合、児童の父母の市民税課税状況等で保育料が決まります。

## ●教育認定子どもに係る利用者負担額

各月初日の教育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定 義		
第 1	生活保護世帯	0 円	
第 2	市町村民税非課税世帯	3, 0 0 0 円	
第 3	市民税所得割課税額	48,600 円未満の世帯	6, 0 0 0 円
第 4		48,600 円以上 77,101 円未満の世帯	7, 5 0 0 円
第 5		77,101 円以上 145,000 円未満の世帯	8, 5 0 0 円
第 6		145,000 円以上 211,201 円未満の世帯	9, 5 0 0 円
第 7		211,201 円以上 301,000 円未満の世帯	1 1, 0 0 0 円
第 8		301,000 円以上の世帯	1 2, 0 0 0 円

### 【利用料算定方法について】

#### ○原則○

児童の父母が支払っている市民税所得割課税額の合算により決定します。

父母のいずれかに市民税所得割課税額がある場合は、同居の親族(児童の祖父母など)がいても導入しません。

#### ●例外●

児童の父母に所得がなく、かつ同居の親族がいる場合は、最も収入がある方の市民税課税状況等により算出します。

- この利用者負担額は、基本的には保護者の市民税の課税状況により算定します。  
基準となる税額：4月から8月分は、前年度の市町村民税の所得割額を基に、9月から3月分は、当該年度の市町村民税の所得割額を基に算定します。毎年9月に利用者負担額の見直しを行うため、年度途中で金額が変更になる場合があります。
- 年少から小学校3年生までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額になります。(77,101円未満の世帯については年齢制限が撤廃になります。) 低所得者・ひとり親世帯に対しても軽減処置があります。

※平成30年度より、第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関係なく、第3子以降無料になります。